

23. チェコへの入国と滞在・就労

チェコ共和国への外国人入国及び国内長期滞在の条件は、チェコ国内における外国人在留に関する No.326/1999 法の改正法に規定される。

チェコはシェンゲン条約適用地域となり、2007年12月21日より域内国境での検問は廃止された。シェンゲン条約の加盟に伴い、域外国境通過の条件を含む、シェンゲン条約適用地域内の人の移動に関する共通ルールを適用することとなった。

EU圏外国

外国人、いわゆる第三国（EU、スイス、ノルウェー、アイスランドおよびリヒテンシュタイン以外）の国民は、理事会規則（EC）539/2001により定められているビザ取得義務有無に応じてシェンゲン圏内にビザ無しでも在留できる。ビザが要求される国家の国民は、短期滞在する目的で入国するに当たり、共通シェンゲンビザを取得する必要がある。また、収入目的でチェコ国内滞在中の場合、本来ビザを要求されない外国人でもビザの申請を義務付けられている。

チェコ国内に滞在する期間により、短期滞在ビザ（EU法規準拠）か長期滞在ビザ・滞在許可（国家法規準拠）の何れかを申請する。通常は、所定のビザ申請書と必要な書類をチェコ在外公館（場合によっては国内において内務省）にて本人が提出する。

チェコ国内での住所登録

滞在ビザ・滞在許可を取得した第三国からの外国人は、チェコ入国後3営業日以内に居住地を所管する外国人警察へ届け出ることが義務付けられている。但し、宿泊提供施設でこの義務を果たした外国人及び15歳未満の外国人を除く。2011年5月より、チェコ在外公館で滞在許可を申請し、許可が下りた外国人は、チェコ入国後3営業日以内に生体認証のための情報（指紋及び顔写真）を提供しなければならない。

短期滞在ビザ（EU法規準拠）

短期滞在ビザは、6ヶ月間の中で90日間を超えない範囲でシェンゲン圏に滞在できる。ビザの有効期限は、シェンゲン圏に入る予定回数を考慮して定められる。

短期滞在ビザには以下の種類がある。

- 1) タイプ A 空港トランジット・ビザ
- 2) タイプ C シェンゲン統一ビザ（スタンダード・タイプ）
- 3) 特定地ビザ 特定したシェンゲン協定加盟国内にのみ滞在できるビザ。

短期滞在ビザは、一次・二次・数次入国ビザとして発給される。

申請から発給までの所要日数は、15日以内となっているが、通常はそれ以下になる。

長期滞在ビザ（国家法規準拠ビザ）

長期滞在ビザ（90日以上滞在ビザ）は、チェコ国内において6ヶ月以内の滞在を可能としている。このビザは、チェコへの数次入出国を可能とし、長期滞在許可を取得する条件でもある。

長期滞在ビザは、単一滞在目的（従業員や自営業者としての就労、就学、帯同家族としての滞在、健康上の目的の滞在等）や複数滞在目的（従業員と自営業としての就労、就労と就学）に取得できる。なお、申請時に各目的を証明する書類を提出する必要がある。

申請から発給までの所要日数は、90日以内となっている。申請が却下された場合は、本人は、却下連絡を受理した日から15日以内に長期滞在理由の再度の検討を要求する権利がある。また、在外公館が要求する場合には、長期滞在ビザ申請者は面会を受ける義務がある。自営業目的の長期滞在ビザ申請の場合は、必ず面会を受ける必要がある。

労働許可証

外国人が就労目的でチェコに滞在する場合は、まず就労地を所轄する担当労働事務所が発行する労働許可証を申請する必要がある。場合によっては、会社の法定代理人も申請手続きを行うことが可能。労働許可証申請手続きは、雇用法（No. 435/2004改正法）に規定されており、以下の条件を伴う。

- 被雇用者・外国人が労働許可証申請書を提出する。実際には雇用者が被雇用者からの委任状に基づき労働許可証を申請することが多い。

以下の場合、労働許可証は不要：

- チェコに短期滞在し、役務提供或いは組立・修理作業等を行なう第三国の国民（但し、連続7日間以上または年間合計で30日間以下とする）
- 他のEU加盟国に所在する雇用者により役務提供の目的でチェコに派遣される第三国の国民、
- チェコの大学卒業生である第三国の国民、
- チェコの永住権を有する第三国の国民。

グリーン・カード

グリーン・カードは、滞在・労働許可証であり、資質のある外国人をチェコに誘致しやすくするものである。労働候補者は、チェコ在外公館にて申請できます（場合には、チェコ国内で内務省にて申請可能）。グリーン・カードは、対象別の以下の3種類がある。

- タイプA：大卒者及び重要な職員
- タイプB：専門学校以上の教育が要求されるポストの労働者
- タイプC：その他の労働者

以下の国の国民はグリーン・カードを申請することが出来る：

オーストラリア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、カナダ、クロアチア、日本、モンテネグロ、ニュージーランド、マケドニア共和国、セルビア、韓国、ウクライナ、アメリカ合衆国

ブルー・カード

2011年1月1日よりチェコ国内における外国人在留に関する第326/1999改正法が施行され、いくつかの変化をもたらした。その一つは、ブルー・カード制度になる。ブルー・カードは、高資質のある被雇用者を対象とする新規滞在・労働許可証である。

- EU域外からの外国人が履行する、高資質の要求される就労を伴う長期滞在。
- ブルー・カード申請書は、所定の月給以上を保証する一年以上の雇用契約及び申請者の資質を証明する書類と共にチェコ在外公館にて提出できます（場合には、チェコ国内で内務省にて申請可能）。
- 収入規制：雇用契約にはチェコ平均賃金の1.5倍以上に相当する契約賃金が明記される必要がある。
- 有効期限：雇用契約の期限より3ヶ月長い（但し、2年以内。延長可能）。
- EUにおける永住許可・長期滞在資格の取得手続きを簡素化する。
- チェコ国内の最低滞在期間を条件とせずに家族の同居を容易にする。

EU加盟国

EU域内の移動自由を認められる者（EU加盟国国民及びノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン、スイスの国民）は、目的の如何に関わらず、許可証やビザ無しで3ヶ月以内自由にチェコにおける出入国及び滞在が出来る。その際パスポートもしくは身分証明書を持参すれば十分とされる。EU国民の家族がEU圏外の国民である場合でも、ある条件を満たす限り、移動自由が認められる。理事会規則38/2004（以下詳細）によるEU国民の家族であり、域内に同伴していることを証明しなければならない。

チェコ国内での住所登録

EU国民がチェコ国内で30日間以上の滞在を予定している場合は、チェコ入国後30日以内に居住地を所管する外国人警察へ届け出ることが義務付けられている。チェコに既に滞在しているその家族についても同様な手続きをしなければならない。但し、宿泊先でこの義務を果たした外国人及び15歳未満の外国人等を除く。

短期滞在許可証

- チェコ国内で3ヶ月以上の短期滞在を予定しているEU国民は、「在国短期滞在証明書」の発行申請することが出来る（義務ではない）。EU国民が「在国短期滞在証明書」を所持している場合は、EU

圏外の国民であるその家族が短期滞在許可発行を申請できる。(ビザが要求される第三国の国民の場合には、義務付けられる短期滞在許可を申請・取得する前にチェコ入国のためのビザが必要となる。) 永住許可の申請者についても同様な手続きが適用される。

EU 国民がチェコ国内で短期滞在する条件として短期滞在許可は必要とされないものの、「在国短期滞在証明書」を所持することが推奨される場合もある。基本的にはチェコに居住している EU 国民が居住する旨を証明する必要がある場合を意味するが、以下のとおりになる：

- 外為法に基づき不動産を購入する場合、
- 自動車登録、
- EU加盟国民の家族がEU圏外の国民であり、滞在許可を申請しようとする場合。

EU 国民の家族とは、配偶者、21 歳未満の子女または扶養家族、直系血族を言う。当局が認める限り、上記以外の者も EU 国民の家族としての資格を与えられる。

短期滞在許可申請は、チェコ国内の居住地を所管する内務省支局にて行なう。申請から発給までの所要日数は、30 日以内となっている。